

副食費免除制度のご案内

多子世帯や低所得世帯の副食費の負担軽減を図るため、次に該当する場合には副食費が免除(※1人あたり月額4,800円を上限)となります。対象となる方には、免除のお知らせをいたします。 ※R6.4.1 上限額改定

ご注意!

免除の対象となるのは、副食費(おかず代やおやつ代等)のみです。
主食費(米、麺、パン等)は、免除にはなりません。

1号認定(満3歳~5歳児)

対象者・対象範囲

国の制度による免除①

年収360万円未満相当世帯のすべての子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯(第1階層)	免除	免除	免除
年収270万円未満相当(第2階層)	免除	免除	免除
年収360万円未満相当(第3階層)	免除	免除	免除



国の制度による免除②

すべての階層の第3子以降の子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収680万円未満相当(第4階層)	—	—	免除
年収680万円相当以上(第5階層)	—	—	免除

●多子のカウント方法

小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント



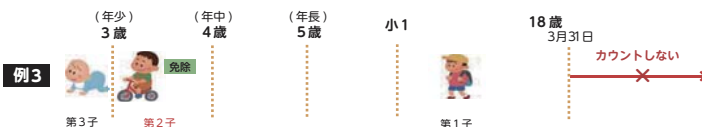
町の制度による免除

年収360万円以上680万円未満相当世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子どもが3人以上いる世帯

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収680万円未満相当(第4階層)	—	免除	免除

●多子のカウント方法

18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの最年長の子どもを第1子としてカウント



2号認定(3歳~5歳児クラス)

対象者・対象範囲

国の制度による免除①

年収360万円未満相当世帯のすべての子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯(第1階層)	免除	免除	免除
年収260万円未満相当(第2階層)	免除	免除	免除
年収330万円未満相当(第3階層)	免除	免除	免除
年収360万円未満相当(第4階層)	免除	免除	免除



国の制度による免除②

すべての階層の第3子以降の子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収470万円未満相当(第4階層)	—	—	免除
年収640万円未満相当(第5階層)	—	—	免除
年収930万円未満相当(第6階層)	—	—	免除
年収1,130万円未満相当(第7階層)	—	—	免除
年収1,130万円相当以上(第8階層)	—	—	免除

●多子のカウント方法

小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウント



町の制度による免除

年収360万円以上640万円未満相当世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子どもが3人以上いる世帯

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収470万円未満相当(第4階層)	—	免除	免除
年収640万円未満相当(第5階層)	—	免除	免除

●多子のカウント方法

18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの最年長の子どもを第1子としてカウント

